

希少野生生物の国内流通管理に関する点検の概要

今後の希少野生生物の国内流通のより適切な管理の推進に資するため、「希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議」を設置して、種の保存法に基づく希少野生動植物種について国内流通管理の状況を点検し、その結果を踏まえて同会議より専門的見地からの提言が行われた。

点検の実施

1. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づき個体等の譲渡し等を規制している希少野生動植物種(国際種及び国内種)を対象とし、国内流通管理に関する関係法令の概要を整理するとともに、我が国の法令と海外法令との比較を行った。
2. 種の保存法による国内流通管理の制度とその執行状況を取りまとめるとともに、同法に関する過去の違反事例等を整理した。
3. 国内で流通している希少野生生物の販売価格や動物園・植物園等の公共的な展示施設における希少野生生物の保有状況についても把握した。

点検結果を踏まえた提言

課題と基本的考え方

- 種の保存法に定める罰則等の現行の制裁措置では違反を抑制する上で十分とはいえない。
- 虚偽申請の排除、届出及び返納の徹底等、登録制度が抱える課題がある。
- 規制の対象範囲及び内容についても、更に検討する余地がある。

外国原産の希少野生生物の流通管理については、国際的な枠組や水際での体制等と一体となって効果を発揮できるものとする必要がある。国内流通管理に関して新たな規制を行う際には、その必要性や実効性も検討した上で、改善すべき点については、制度面、運用面の見直しを積極的に行うとともに、実施体制の充実に努めることが重要。

今後の国内流通管理について

■ 規制の範囲について

1. 規制の対象

ある種について保全上の問題が生じている場合には、問題となる対象種の器官や加工品、あるいは交雑個体や外見が似ている亜種等、その種の保全に有効な規制対象の拡大の検討が必要。

現在国内流通の規制の対象となっていないワシントン条約附属書 又は の掲載種については、国際取引による問題がある場合、条約における対策の改善が第一。ただし、我が国への輸入割合が多く、我が国の国内流通によりその種の保全上の問題が生じていることが明らかな場合で国内流通管理によって改善効果が大きい等の状況があれば、規制の対象に含めることも検討の余地がある。

2. 規制の内容

違法に取得した個体等を所持していることが立証しうる場合に個体等の没収ができるよう措置するなど所持すること自体の規制は非常に強い規制であり、慎重な検討が必要。また、生きた個体の没収については、没収後の飼養体制や違法に取得した者の責務も十分に検討することが重要。

■ 罰則等について

違法行為の抑制に効果を発揮する程度に懲役や罰金等の罰則の強化を検討すべき。また、事業者による再犯防止の観点から特に法人に対する罰則の強化を検討すべき。

なお、特定事業者に対する業規制の強化を検討することも考えられる。ペット業者については、動物愛護管理法による種の保存法に違反した動物取扱業の登録の取消し等についての検討が必要。

■ 国際希少野生動植物種の登録制度について

1. 登録関係事務の実施方法

登録制度における虚偽申請の排除のため、必要な情報が種の特性や個体等の状況などに応じて異なることを十分理解した上で、それらの情報を申請者から適切かつ十分に得ることが必要。登録機関がそのために必要な場合は、追加的な情報を得るための権限を担保できるよう制度上の改善を検討すべき。

なお、意図的な違法行為に対しては罰則の強化が現実的かつ有効。

2. 届出、返納及び登録の取消し等

個体等の譲受け時の届出や所有しなくなった場合等の登録票の返還の不履行を防止するため、制度の周知徹底を図るほか、生きた動物の場合は種毎の寿命等の科学的データを蓄積しておく等の対応が必要。

なお、登録票の定期的な更新を義務づけることも考えられるが、課題も多く、制度導入の適否や、導入する場合の更新期限については十分な検討が必要。

登録の取消しや登録票の記載事項の変更に関しての手続きも制度上明らかにしておくことも必要。

■ 法制度の周知について

規制を知らない者による不適切な譲渡し等を防ぐため、制度の十分な普及広報を行い、種の保存法に関する理解を広めることが重要。

インターネットやカタログへの掲載も種の保存法による規制があることが十分に周知されているとは言いがたく、法律の周知徹底が必要。